

職業紹介事業の概要

平成25年4月25日

厚生労働省 職業安定局

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

職業紹介事業の概要

職業紹介：求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること
(職業安定法第4条第1項)

無料の職業紹介：職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介
(職業安定法第4条第2項)

有料の職業紹介：無料の職業紹介以外の職業紹介
(職業安定法第4条第3項)

許可・届出制

(1) 有料職業紹介事業については許可制（許可の有効期間は、新規3年、更新5年）

(2) ①～③以外の無料職業紹介事業については許可制（許可の有効期間は、5年）

以下の無料紹介事業については届出制

① 学校等が、学生生徒等を対象にして行うもの

② 農協、商工会議所、商工会等の特別の法律により設立された法人が、構成員等を対象にして行うもの

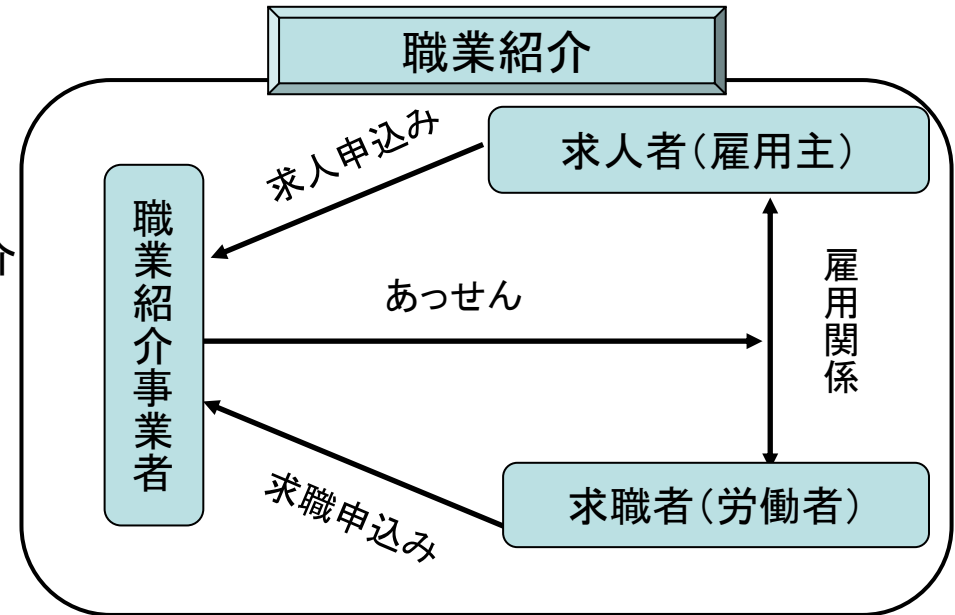
③ 地方公共団体が、自らの施策に関する業務に附帯して行うもの

※ 取扱職業の範囲

(1) 有料職業紹介

①港湾運送業務に就く職業、②建設業務に就く職業以外の職業について行うことができる。

(2) 無料職業紹介（職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介）
特段の制限なし



求人者から徴収する手数料について

(1) 届出不要の手数料(上限制)

① 求人受付手数料

1件につき670円以下の手数料の徴収が可能。

② 職業紹介手数料

紹介した労働者の6ヶ月の賃金の10.5%以下の手数料の徴収が可能。

(2) その他の手数料

(1)以外の手数料を徴収する場合は、手数料の種類、額等を定めた手数料表を厚生労働大臣に届出をした上で徴収が可能。

(※) ただし、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである場合及び手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められる場合には、厚生労働大臣は変更を命ずることができる。

<参考> 職業安定法(昭和23年法律第141号)(抜粋)

(手数料)

第三十二条の三 第三十条第一項の許可を受けた者(以下「有料職業紹介事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合

2 有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

3 第一項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

求職者から徴収する手数料について

① 求職受付手数料

原則として徴収禁止。芸道家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から、670円以下の手数料(1ヶ月3回まで)のみ徴収可能。

② 職業紹介手数料

原則として徴収禁止。以下の職業に係る求職者から、6ヶ月の賃金の10.5%以下の手数料の徴収のみ可能。

- ・ 芸道家・モデル
- ・ 年収700万円超の経営管理者・科学技術者・熟練技能者

職業	内容	留意事項
経営管理者	会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者	一般的に、部長以上の職にある者、例えば、役員、部長のほか、企画室長、社長室長、エグゼクティブ・バイスプレジデント、ゼネラルマネージャー等部長以上の職に相当するものがこれに該当する。 なお、幹部候補社員など、現に経営のための管理を行わない者は、これに含まれない。
科学技術者	高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者	科学技術者といえるためには、学校教育法の規定による大学(短大を除き、以下単に「大学」という。)の課程を修了し、又はこれと同等以上の自然科学、社会科学、人文科学等についての専門的知識を持ち、その後5年以上の経験を有することを必要とする。したがって、本社における技術スタッフ、現場における技術指導者、生産管理者、研究施設(シンクタンク等を含む。)における研究員等がこれに該当し、現場における課長、組長、研究施設における研究補助者等は、一般的にはこれに含まれない。 なお、システム・エンジニア、システム・アナリストなど情報処理技術者もこれに含まれるが、電子計算機・数値制御工作機械の操作に付随して軽易なプログラムの作成・修正の業務に従事するもの、電子計算機オペレータなどは含まれない。 ※ 大学院の課程進学(入学)者については、それ以前の大学の課程終了後に係る経験と大学院の課程修了後に係る経験を通算して5年以上の経験を有することを原則必要とし、大学院の課程の在籍をもって経験とはしないことを原則とする。 なお、職業を継続しながら大学院の課程に在籍する者については、当該職業に係る経験が通算される。
熟練技能者	厚生労働省大臣の行う技能定検定における特級若しくは1級の技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者	「これに相当する技能」とは、①厚生労働大臣の行う技能検定のうち、単一等級の技能、②当該技能に係る認定・資格等を有し、当該技能を活用した業務について10年以上の実務の経験を有する者に係る技能が該当する。

民間職業仲介事業所に関する条約(ILO181号条約)(抜粋)

民間職業仲介事業所に関する条約(第181号)(日本は1999年7月28日に批准)

第三条

- 1 民間職業仲介事業所の法的地位については、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定する。
- 2 加盟国は、許可又は認可の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律する条件を決定する。ただし、そのような条件が適当な国内法及び国内慣行によって別途規制され又は決定されている場合は、この限りでない。

第七条

- 1 民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。
- 2 権限のある機関は、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて1の規定の例外を認めることができる。
- 3 2の規定に基づいて例外を認めた加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基づく報告において、その例外についての情報を提供し及びその理由を示す。